

2021 年 12 月 21 日の三者合意「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の大会経費の取扱いについて」を踏まえた共同実施事業の今後の進め方について

○ 今後の進め方（案）

- ・対象事業については、パラリンピック作業部会及び新型コロナウイルス感染症対策作業部会において確認を行うこととする。
- ・パラリンピック経費について、過年度に執行する事業も対象事業とする観点から、東京都作業部会における確認を受けていない対象事業については、パラリンピック作業部会における確認を行う前に、東京都作業部会で確認を行うこととする。
- ・今後、対象事業が追加で生じた場合も同様の扱いとする。